

北海道バレーボール協会Vプレミアリーグ等助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北海道内で開催されるVプレミアリーグ等で、開催地区協会の運営収支決算額に不足額が生じた場合において、北海道バレーボール協会が運営経費の一部を支援して、競技人口の増加やファンの拡大などバレーボールの振興を図るため、その助成金の交付に必要な事項について定めるものとする。

(助成対象大会等)

第2条 助成金の対象は、次の大会等（以下「助成大会等」という。）とする。

- (1) Vプレミアリーグ及びVチャレンジリーグ
- (2) 全国大会
- (3) その他、会長が特に認めるもの

(助成金の交付が必要と認める助成大会等の要件)

第3条 助成大会等の開催に伴い収支決算額の不足額が生じていると認めるものは、次の項目をすべて満たしていることを要件とする。なお、支出総額には、北海道バレーボール協会が派遣する役員等に係る経費を含むものとする。

- (1) 入場券の販売について、その販売促進努力が認められること
- (2) 開催経費について、その節減努力が認められること
- (3) 助成大会等の収支決算額に当該地区協会が負担する経費及びその内訳が計上されていること

(助成金の交付申請)

第4条 助成大会等を開催した地区協会の会長（以下「地区協会会長」という。）は、収支決算額に不足額が生じた場合には、別記第1号様式の助成金交付申請書を北海道バレーボール協会会長（以下「道協会会長」という。）に提出することができる。

(助成金の交付決定等)

第5条 道協会会長は、助成金の交付申請があったときは、これを審査し、助成金を交付することが必要と認めたときは、交付を決定するものとする。ただし、助成金は、助成大会等の収支決算額において生じた不足額の1/2以内の額とする。

2 道協会会長は、助成金の交付を決定したときは、必要に応じ条件を付して、別記第2号様式の助成金交付決定書により申請会長へ通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 申請会長は、助成金の交付を受けようとするときは、別記第3号様式の助成金支払申請書を道協会会長へ提出しなければならない。

2 道協会会長は、当該申請が適当と認めたときは、交付決定額の範囲内で支払いをすることができる。

(実績報告)

第7条 申請会長は、助成大会等の決算額が確定したときは、速やかに別記第4号様式の助成活動実績報告書を道協会会長に提出しなければならない。

(関係書類の整理)

第8条 申請会長は、当該助成大会等に関する書類、帳簿等を整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、当該助成大会等の開催年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補 足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、道協会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月10日から施行し、同日以降に申請があった助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月10日から施行する。

(改正の内容) 要綱第2条第1項第2号の「全日本チームによる紅白試合」を削除し、同項第3号は第2号に改める。

附 則

この要綱は、平成29年3月18日から施行する。

(改正の内容) 要綱第2条の助成対象大会等の「入場料を徴収する」を削除し、同条第1項第2号に「全国大会」を追加し、同項第2号は第3号に改める。